

令和4年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第1回会議

日時：令和4年7月29日（金）午後2時～

場所：豊田市役所東庁舎6階 教育委員会会議室

議事次第

1 開会・福祉部長 挨拶

2 委員・オブザーバー紹介

席次表参照

3 令和4年度の協議会の進め方について

本資料(P.1)

4 令和3年度協議会 第3回会議における意見の整理について

本資料(P.2)

5 議事内容

(1) 豊田市成年後見制度利用促進計画中間見直しについて（協議）

資料(P.3-15)、参考資料 1-3

(2) とよた市民後見人の養成・共働について（協議）

本資料(P.16-22)

(3) 豊田市地域生活意思決定支援モデル事業の検討体制について（報告）

本資料(P.23-28)

<送付資料>

① 次第

② 席次表

③ 本資料 第1回会議本資料

④ 参考資料 1 豊田市成年後見利用促進計画実績報告

⑤ 参考資料 2 豊田市成年後見制度利用促進計画・取組一覧

⑥ 参考資料 3 第二期成年後見制度利用促進基本計画資料

⑦ 意見書 ※委員のみ

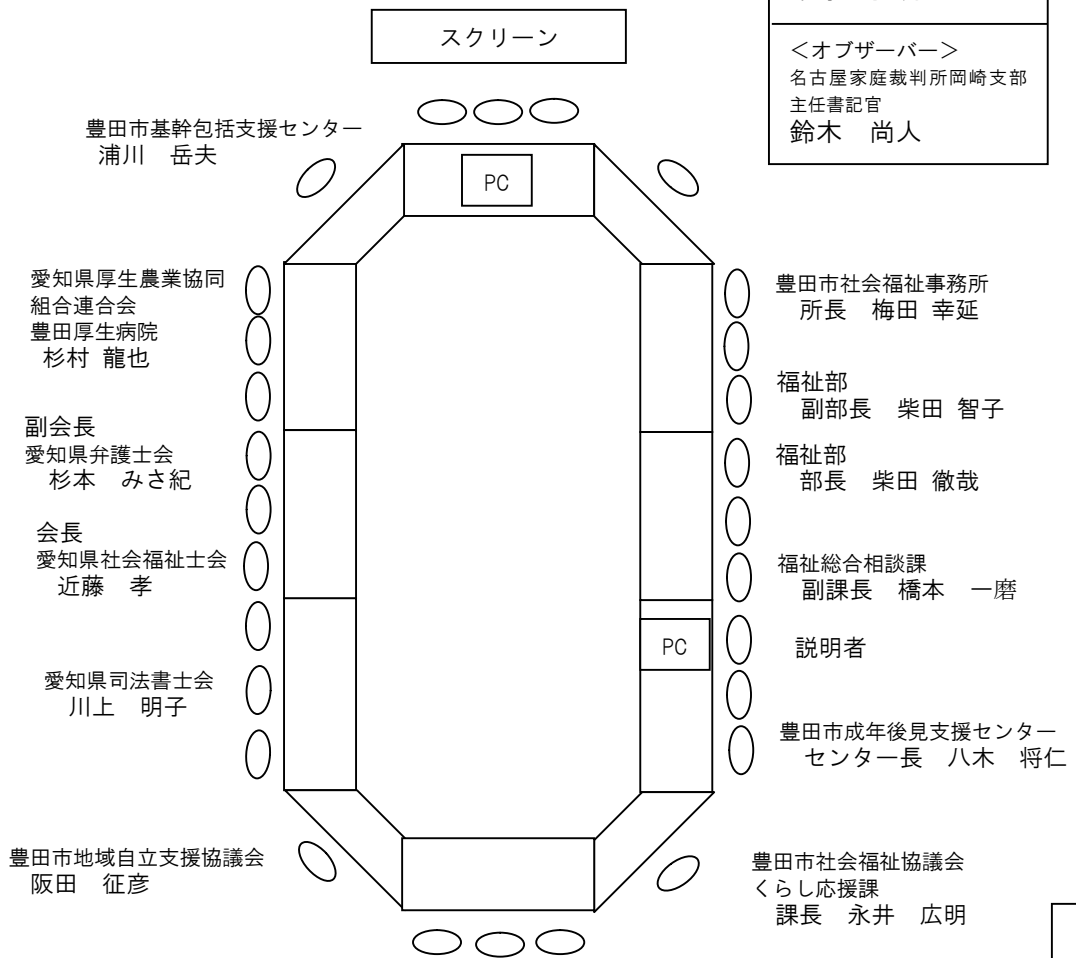
日時：令和4年7月29日（金）午後2時～
 場所：豊田市役所東庁舎6階 教育委員会会議室

令和4年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第1回会議

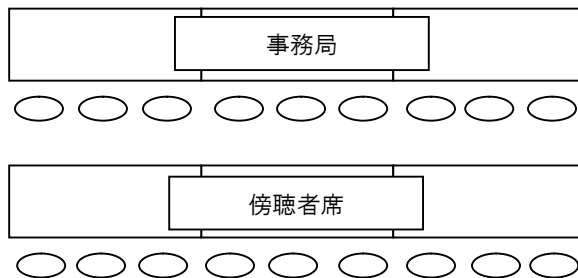
席次表

リモート参加

豊田加茂医師会 柴原 弘明
<オブザーバー> 名古屋家庭裁判所岡崎支部 主任書記官 鈴木 尚人



出入口



令和4年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第1回会議・本資料

令和4年7月29日（金）
豊田市 福祉部 福祉総合相談課
豊田市成年後見支援センター

- 1 令和4年度の協議会の進め方について …… P. 1
- 2 令和3年度協議会 第3回会議における意見の整理について …… P. 2
- 3 豊田市成年後見制度利用促進計画中間見直しについて …… P. 3～15
【参考資料1～3】
- 4 とよた市民後見人の養成・共働について …… P. 16～22
- 5 豊田市地域生活意思決定支援モデル事業の検討体制について …… P. 23～28

第1回 7/29

① 豊田市成年後見制度利用促進計画中間見直しについて

- ・2年間の取組評価
- ・中間見直しポイント整理

② とよた市民後見人の育成・共働について

- ・市民後見人の活動報告
- ・市民後見人の受任要件
- ・養成講座の見直しの検討

③ 豊田市地域生活意思決定支援生活モデル事業の構想案について

- ・検討体制の報告

④ 豊田市成年後見制度利用促進計画について

- ・令和3年度実績報告(参考資料)

第2回 11/10

① 豊田市成年後見制度利用促進計画中間見直しについて

- ・中間見直し(案)の協議

② とよた市民後見人の育成・共働について

- ・市民後見人の活動報告
- ・養成講座の見直しの検討

③ 豊田市地域生活意思決定支援生活モデル事業の構想案について

- ・試行実施の報告

④ 豊田市成年後見制度利用促進計画について

- ・令和4年度中間報告

第3回 2/7

① 豊田市成年後見制度利用促進計画中間見直しについて

- ・中間見直しの承認

② とよた市民後見人の育成・共働について

- ・市民後見人の活動報告
- ・養成講座の見直し案とりまとめ

③ 豊田市地域生活意思決定支援生活モデル事業の構想案について

- ・試行状況の報告

④ 豊田市成年後見制度利用促進計画について

- ・令和4年度実績見込み報告
- ・令和5年度事業計画の承認

とよた市民後見人の養成・共働について

○バンク登録者の活躍について

バンク登録者の人数と比較して市民後見人として活躍している人数が少ないため、市民後見人に依頼する受任要件の見直しや専門職との連携による受任体制を検討していく

「豊田市地域生活意思決定支援事業」の構想について（案）

○事業の仕組みについて

- ・金銭管理の仕組みについては、しっかりと線引きを決める必要がある
- ・「責任の所在」や「費用面」等を明確にしていくために、今後検討が必要

○意思決定支援について

- ・本人が本人らしく生きる上で意思決定が一番大事である
- ・本人と支援者の関係性に優劣がつかないようにしていくことが必要
- ・意思決定支援は「養成」という視点で進めるものではなく、権利擁護支援の手段としての意識を浸透させていく必要がある
- ・最終的には意思決定支援が専門性はなく、誰しもができるものになっていけばいい
- ・意思決定支援の考えが浸透していくことで専門職後見人の襟を正すいい機会になる
- ・意思決定支援に専門職だけではなく、市民が関わるのが非常に重要
- ・市民後見人の養成講座修了者やバンク登録者の活躍の場として期待する

○全体について

- ・この取組は時間がかかると認識しており、事例の構築を丁寧に進めてほしい
- ・身元保証会社に一定のけん制効果がありそうということにも期待する

3 豊田市成年後見利用促進計画の中間見直しについて

計画の概要

1. 位置づけ
 - ・ 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の第14条に規定される「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（市町村計画）」
 - ・ 「豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」と一体的に策定
 2. 期間
 - ・ 令和2年度から令和7年度
 3. 目指すまちの姿
 - ◎ 安心して 自分らしく生きられる 支え合いのまち
～いつまでも意思が尊重され つながり・支え合う
権利擁護支援の推進～
 4. 取組の体系
(※参考資料P20)
 - ◎ 基本目標「地域の支え合いの仕組みづくり」
 - ◎ 基本的な考え方「包括的な相談体制の充実」
「暮らしを支える環境整備」
 - ・ 8つの取組の柱
 - ・ 25の具体的取組（重点取組、基礎取組、懸案事項）
- (◎：「第2次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の体系の一部)

中間見直しについて

計画期間の中間年である令和4年度には、各取組の進捗状況を踏まえ、必要に応じて中間見直しを行う。その他、各種法制度の改正により、重要な見直しの必要性が生じた場合は、適宜見直しを行う。（※計画図書P19）

基本的な考え方 ※前回の会議で報告済

- 計画の取組評価を行った上で、**中間見直し**を行う
- 中間見直しに当たっては、**計画の取組評価**、**2年間の変化**（国の動向、社会情勢の変化）、**関係者の意見**を考慮して行う
- **地域福祉計画・地域福祉活動計画**との整合

今回の報告事項

- **25の取組**の2年間の進捗状況、関係者の意見、**取組評価**、今後の対応を整理
- **中長期的な取組**について、2年間の進捗状況、検討することを整理
- **国の計画**、その他考慮すべき事項を整理
- **中間見直しのポイント整理（見直しの方針）を提示（協議事項）**

取組評価（重点取組）

- 重点取組のうち、計画通り実施されているものは基礎取組へ移行する
- **できていないことがある重点取組**については、後期期間も**重点取組**として継続していく

重点取組	取組評価	○：できたこと ▲：まだできていないこと ☆：より良くするための取組	見直しの方向性
①支援者・専門職向け研修会の開催	計画通り実施	○研修実施 ☆オンライン開催や動画作成（新型コロナの対応）	基礎へ移行
④センターにつなげるケース目安の作成	計画通り実施	○目安作成、活用開始 ☆つなげるケース目安の事例の掲載	基礎へ移行
⑭とよた市民後見人の育成・共働と寄付等を活用した市民の権利擁護支援活動を支える仕組みづくり	一部実施	○市民後見人養成、受任 ▲さらなる受任を進めるための見直しと専門職と連携したサポート体制の充実 ▲くらし応援資金の周知、活用	重点
⑱親族後見人・市民後見人向け専門職相談会の実施	計画通り実施	○専門職相談会定期開催実施	基礎へ移行
⑲送付先変更に係る手続き事務の簡素化	一部実施	○後見人等に対する調査実施 ▲関係部署を集めた庁内検討会議 ☆市民向け窓口のあり方と併せた検討	重点
⑳豊田市版意思決定支援ポイント集の作成と普及	計画通り実施	○本人の意思を集約するバインダーの作成 ○バインダーを活用した現場でのモデル取組実施 ▲「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン（国）」に関する研修の実施	重点
㉓身寄りのない市民等が安心して入所・入院できる環境整備	一部実施	○身寄りのない方への支援あり方検討部会 ○地域生活意思決定モデル事業構想案の検討開始 ▲課題解決に向けた取組	重点

○ 基礎取組は計画通り実施されており、後期期間も基礎取組として継続実施していく

基礎取組	取組実績		○：できたこと ☆：より良くするための取組	見直しの方向性
	R2	R3		
②市民向け啓発	13	10	○市民向け講座のオンライン開催	基礎
③金融機関向け研修会	0	0	☆複数事業者への実施	
⑤多機関合同研修会	3	3		
⑥相談窓口等の相談対応	1098	1173		
⑧センターの相談対応	3137	3148		
⑨日常生活自立支援事業・生活困窮者自立支援事業からの移行	8	10	○日常生活自立支援事業、生活支援員派遣事業、成年後見制度の利用者情報の共有	
⑪多職種による受任調整会議	63	63		
⑫センターによる申立支援	96	91		
⑬市長申立	15	14		
⑮センター法人後見	41	45		
⑯利用支援事業	51	81	○要綱見直し（請求書廃止、基準作成）	
⑳後見人等からの相談対応	77	76		
㉒エンディングノートによる啓発	4	4		

- 懸案事項について、⑫居住支援の取組は協議会が立ち上がっているため基礎へ移行
- ⑦と⑩の懸案事項について具体的取組や対応策の検討が必要のため、**重点取組**へ移行していく
- ⑬については、社会福祉法人の職員等による担い手については、事業所指定基準等との整理が必要のため、国の動向や他自治体の取り組みなど引き続き情報収集を継続していく

懸案事項	2年間の取組状況 ○：できたこと ▲：まだできていないこと	見直しの方向性
⑦消費生活センターとの連携策の検討	▲消費生活センター用つなげるケース目安の作成	重点へ移行
⑩高齢者・障がい者虐待における専門的判断の仕組みづくり	▲高齢者・障がい者虐待対応における法律職と福祉職の両視点をいれた仕組みづくり	重点へ移行
⑬新たな後見活動の担い手確保に向けた課題整理と対応策の検討	○社会福祉連携推進法人等を想定した場合の課題整理 ○国が調査事業として進めている法人後見実施機関における活動評価と利益相反防止等に関する検討状況の把握 ▲事業所指定基準等との整理	懸案
⑫居住支援に関する取組と連携策の検討	○居住支援協議会の設立	基礎へ移行

取組	関係者の意見（太字：重点取組）
④センターにつなげるケース目安の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ センターにつなげるケース目安について事例の掲載が必要
⑨日常生活自立支援事業・生活困窮者自立支援事業からの移行調整の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活自立支援事業の受入体制を充実してほしい
⑩高齢者・障がい者虐待における専門的判断の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者・障がい者虐待対応における更なる取組を期待
⑭多様な主体が権利擁護支援に携わることのできる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ バンク登録者が市民後見人受任を進める取組が必要 ・ 市民後見人養成講座修了生やバンク登録者の新たな活躍の場の拡充が必要 ・ くらし応援資金の使い道の明確化、企業を巻き込んだ取組が必要
⑰送付先変更に係る手続き事務の簡素化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送付先変更に係る手続き事務の簡素化について、後見人だけでなく幅広く市民を対象とした取組を検討してほしい
⑳豊田市版意思決定支援ポイント集の作成と普及	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン（国）」発出を受けて、ガイドラインに関する意思決定支援研修が必要
㉓身寄りのない市民等が安心して入所・入院できる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度が利用できない人や身寄りのない人に対する新たな支援策が必要

○中長期的な取組については、進捗状況が様々であり、必要に応じて計画の見直しに反映していく

中長期的な取組	進捗状況	検討すること
任意後見制度の推進及び保佐・補助類型の活用	<ul style="list-style-type: none"> 任意後見制度に関する相談対応 令和3年度市民向け公開講座で、任意後見制度の講座実施 	<ul style="list-style-type: none"> 任意後見制度の相談に対応する体制整備
自らの立場から同様の立場の方に伝える「（仮）後見サポーターの発掘・育成」	<ul style="list-style-type: none"> とよた市民後見人養成講座修了者が成年後見制度の説明を実施する「後見一座」の立ち上げ 	<ul style="list-style-type: none"> とよた市民後見人養成講座の見直しによる幅広い人材確保
「（仮）サブアドバイザー」制度の導入による専門性の強化と地域の専門職の育成	<ul style="list-style-type: none"> サブアドバイザー制度の一時的な実施（引継期間） 	<ul style="list-style-type: none"> サブアドバイザーに求める役割
チーム内の情報共有の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> 未実施 	<ul style="list-style-type: none"> 豊田みよしケアネットの活用
中核機関の「（仮）中和機能（意思決定スーパーバイズ機能）」の検討	<ul style="list-style-type: none"> 未実施 	<ul style="list-style-type: none"> 豊田市地域生活意思決定モデル事業の構想案における権利擁護管理委員会
専門職団体との連携による後見人等に対する苦情対応	<ul style="list-style-type: none"> 未実施 	

- 令和4年3月に策定された第二期成年後見制度利用促進計画（以下、「第二期計画」）の要点を整理して、豊田市成年後見利用促進計画（以下、「豊田市計画」）の見直しの参考にする
- 特に、市町村による行政計画の策定が記載されている**権利擁護支援の地域連携ネットワークの推進**と豊田市計画の対象期間である令和6年度を目標年度としている**優先して取り組む事項**に着目する

第二期成年後見制度利用促進計画

～尊厳ある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～

第二期計画のポイント

- 成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の総合的な充実
- 成年後見制度の運用の改善
- 後見人等への適切な報酬の付与
- **権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進（市町村による行政計画の策定）**
- **優先して取り組む事項**

第二期計画の対象期間

- 令和4年度から令和8年度

- 目的、目標については第二期計画に沿った内容になっており、**見直しの必要はない**と考えられる
- 具体的内容のうち、**地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の推進の方針や考慮する内容**について、見直しが必要

第二期計画（市町村計画に盛り込むべき内容）		豊田市計画	見直しの方向性
目的	地域共生社会の実現に向け、尊厳ある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすること	・ 計画に記載済 (目指すまちの姿「安心して自分らしく生きられる支えあいのまち ～いつまでも意思が尊重され つながり・支え合う 権利擁護支援の推進～」)	継続
目標	権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築すること	・ 計画に記載済 (目指すまちの姿「権利擁護支援の推進」) (基本目標「地域の支えあいの仕組みづくり」)	継続
具体的内容	中核機関及び協議会の整備・運営の方針	・ 計画に記載済 (積極的かつ予防的な権利擁護支援を進める体制)	継続
	地域連携ネットワークの支援機能の段階的・計画的な整備の方針	・ 計画に記載済 (具体的取組に「相談機能」「利用促進機能」「後見人支援機能」の取組)	継続
	地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の推進の方針	・ 計画に一部記載 (具体的取組に「広報機能」「相談機能」「利用促進機能」「後見人支援機能」「豊田市独自」の取組)	充実
	市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進の方針	・ 計画に記載済（基礎取組）	継続

考慮する内容

- ・ 協議会等を通じて、**計画に当事者の声を反映する**ことが重要

- 第二期計画の優先して取り組む事項のうち、**取組の推進が必要なもの**について、見直しが必要
- 第二期計画の総合的かつ計画的な施策のうち、**豊田市計画に記載が無いもの**について、見直しが必要

第二期計画（優先して取り組む事項）	豊田市の取組状況	見直しの方向性
任意後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 任意後見制度に関する相談対応 ・ 市民向け公開講座で任意後見制度の講座実施 ・ 豊田市計画に記載済（中長期的な取組） 	充実
担い手の確保・育成等の推進（市民後見人）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民後見人養成講座継続実施、令和4年度見直し ・ 豊田市計画に記載済（重点取組） 	充実
担い手の確保・育成等の推進（法人後見）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討段階 ・ 豊田市計画に記載済（懸案事項） 	充実
市町村申立ての適切な実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豊田市計画に記載済（基礎取組） 	継続
地方公共団体による行政計画等の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 策定済 	継続

第二期計画（総合的かつ計画的な施策）	豊田市の取組状況	見直しの方向性
新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豊田市地域生活意思決定モデル事業の構想案の検討開始 ・ 豊田市計画に記載無し 	充実
意思決定支援の浸透	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」に関する研修未実施 ・ 豊田市計画に記載無し 	充実

ウィズコロナ、ポストコロナ

- 新型コロナウイルス感染症対策を実施した事業実施の継続検討

デジタルトランスフォーメーション（DX）

- 情報共有の円滑化、業務負担軽減に向けたICT技術の活用促進

幸福寿命の延伸

- 意思決定支援の浸透させ、本人の能力、意思の尊重、すべての人の社会参加を推進し、QOLの向上を図る

第2次豊田市地域福祉計画・地域福祉計画活動計画

- 今年度、計画の改訂を実施
- 基本理念、計画の体系（基本目標、基本的な考え方）の変更は行わずに、重点取組とそれ位置付けられた主な事業の追加・修正、関連する指標の見直し等を行う

中間見直しの方針

- 目指す姿、取組の体系（基本目標、基本的な考え方、取組の柱）の見直しは行わない
- 具体的取組について、内容の修正等の見直しを行う

具体的取組の見直しの方針

- 25の取組は変更しない。新規取組や新たな課題やニーズに対応するため、25の取組に新しい視点や取組の追加等の修正を行う
- 前期期間の取組評価と内容の修正を踏まえて、25の取組について後期期間の重点取組、基礎取組、懸案事項の設定を行う
- 後期期間の重点取組について、後期期間（令和5年度～令和7年度）の取組指標を決める

4 とよた市民後見人の養成・共働について

社会福祉法人豊田市社会福祉協議会
豊田市成年後見支援センター

（報告）

- 1 令和元年度から令和3年度の実績報告
 - （1）バンク登録者の状況
 - （2）受任状況詳細
- 2 受任要件について

（協議）

- 3 とよた市民後見人養成講座の取組評価と見直し（案）

1 実績報告 (1) バンク登録者の状況

○バンク登録者数

令和4年7月8日現在

	受講者数	修了者数	バンク登録者数
令和元年度（第1期）	21名	17名	17名
令和2年度（第2期）	19名	19名	17名
令和3年度（第3期）	10名	10名	6名
合計	50名	46名	40名

○市民後見人の受任状況

区 分	令和4年度	令和3年度	令和2年度
新規選任者数	2	5	7
受任総数	14	12	7
活動終了	1	1	1
年度末活動者数	11 (※R4.7.8現在)	10	6

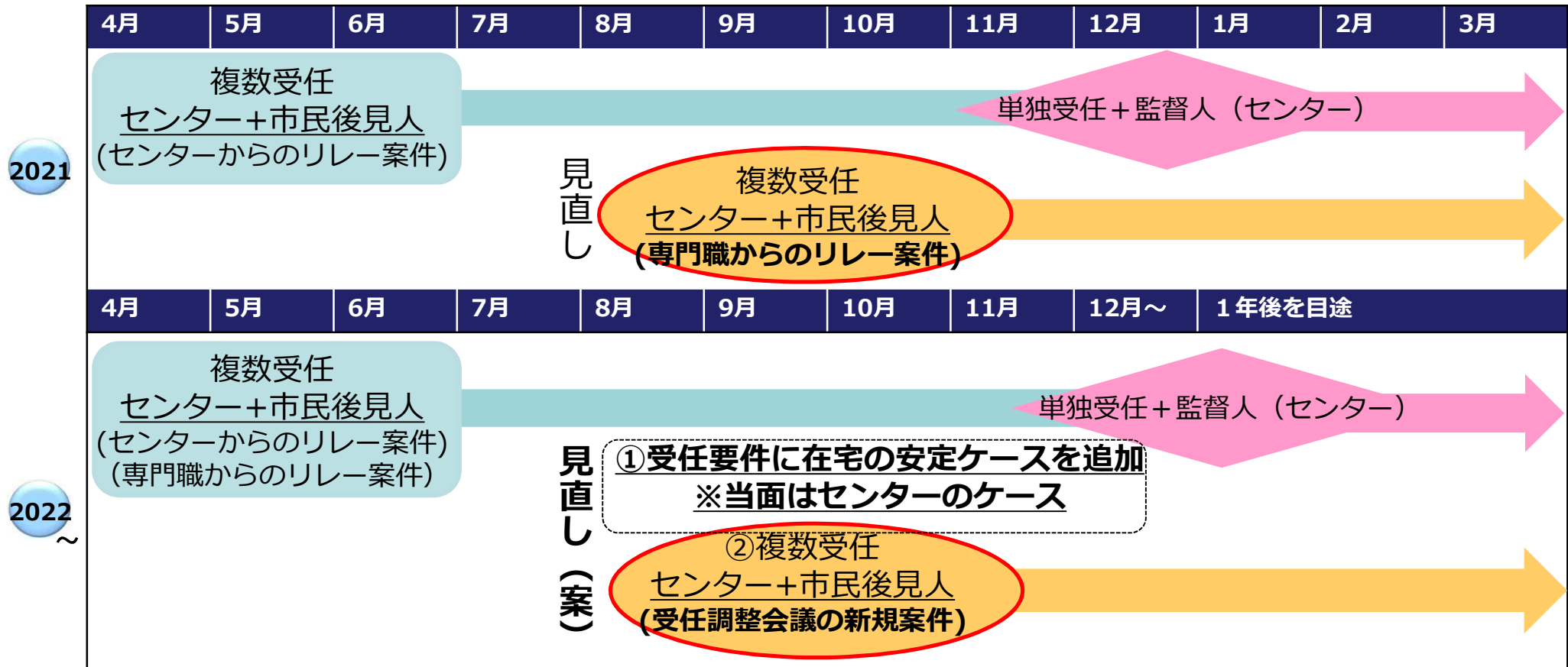
1 実績報告 (2) 受任状況詳細

○市民後見人のこれまでの受任状況(詳細)

令和4年7月8日現在

	成年被後見人等の状況			市民後見人		備考
①	70代女性	認知症	介護老人保健施設	60代女性	パート	単独受任
②	40代女性	知的障がい	障がい者施設	40代女性	公務員	単独受任
③	20代女性	精神障がい	精神科グループホーム	60代女性	パート	終了
④	80代男性	認知症	介護老人保健施設	70代男性	パート	終了
⑤	80代男性	認知症	精神科病院	70代男性	無職	
⑥	70代女性	認知症	サービス付高齢者向け住宅	50代女性	公務員	単独受任
⑦	60代男性	知的障がい	障がい者施設	60代男性	会社員	
⑧	80代女性	認知症	有料老人ホーム	60代男性	無職	
⑨	80代男性	認知症	有料老人ホーム	70代男性	パート	
⑩	70代女性	認知症	サービス付高齢者向け住宅	60代男性	その他	終了
⑪	90代女性	認知症	介護老人福祉施設	40代女性	パート	
⑫	40代男性	精神障がい	精神科病院	60代男性	パート	
⑬	80代女性	認知症	グループホーム	70代男性	自営業	
⑭	60代男性	精神障がい	精神科病院	50代男性	会社員	

市民後見人のさらなる受任を進めるために、サポート体制を強化しながら受任案件を充実するような見直しを行います。



(見直しポイント)

- ① 受任要件に在宅の安定したケースを追加する事で、受任案件の充実が図れる。
- ② 受任調整会議で安定した新規案件を対象とする事で、更なる体制強化につながる。

【結 果】

とよた市民後見人の育成を目的に、とよた市民後見人養成講座を3回開催。50名の方が受講し、その内40名がバンク登録した。現在までに14名の方が成年後見人等として選任され、活躍している。

【評 価】

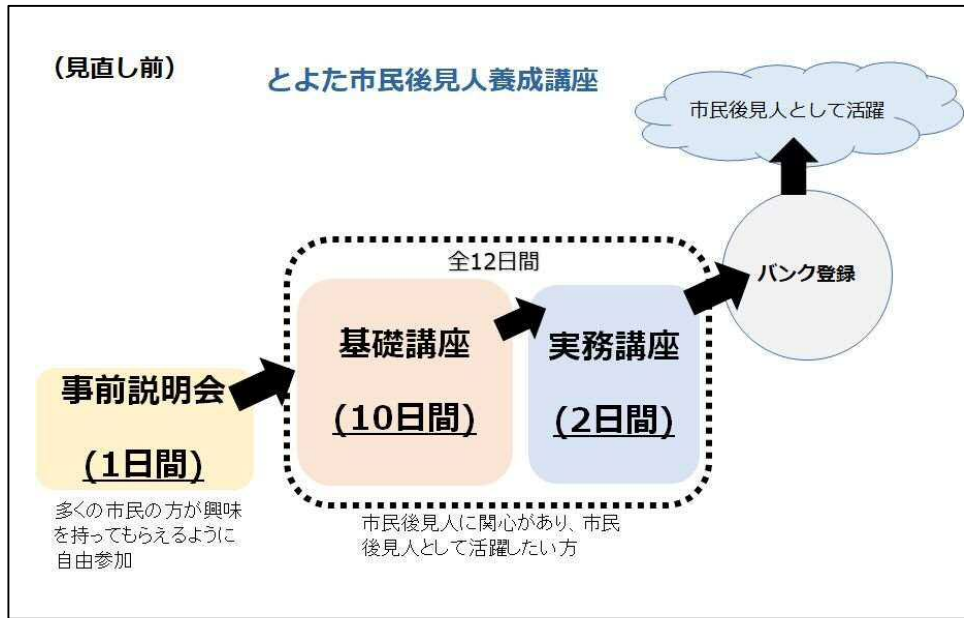
豊田市成年後見制度利用促進計画に基づいて、順調に養成および受任が実行できている。

【次年度に向けての取り組み】

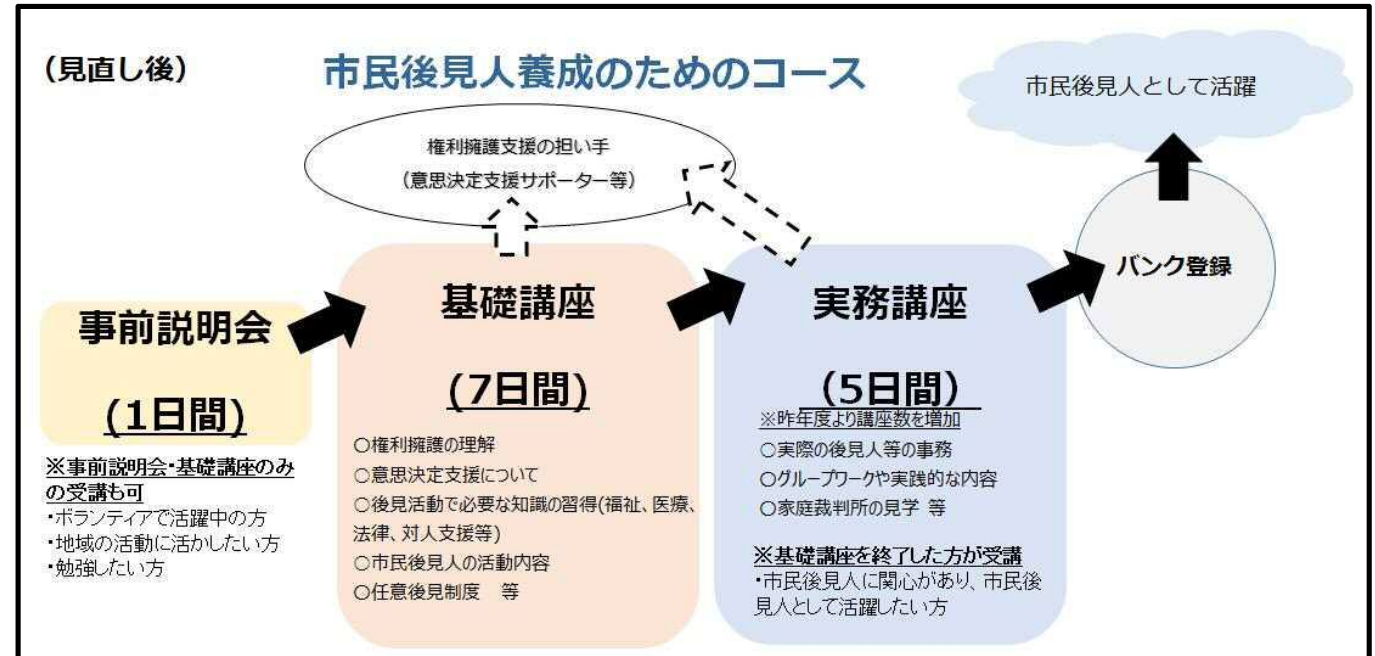
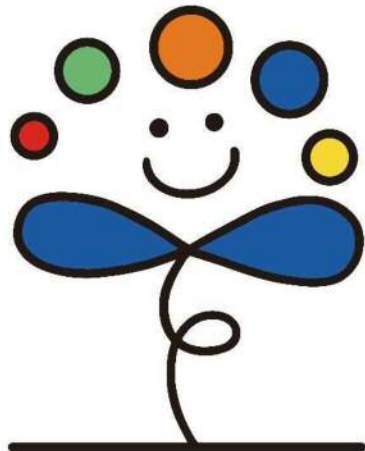
令和5年度より、養成講座を再開して継続的に実施する。

国の第二期成年後見制度利用促進基本計画が策定され、成年後見制度以外の権利擁護支援策の総合的な充実が盛り込まれたことから、とよた市民後見人の育成に加え、権利擁護について、より多くの市民の方に学ぶ機会を提供し権利擁護支援の担い手の育成に繋がるよう講座のカリキュラムを見直す。また広報方法や広報先についても検討を行う。

【見直し(案)】



- (見直しのポイント)
- ・基礎講座のみの受講を可能とし、修了証を発行する。次年度に実務講座を受講することも可能とする。
 - ・基礎講座の受講日数を7日間にして、受講しやすくする。
 - ・実務講座の受講日数を5日間にして、より実践的な内容にする。



5 豊田市地域生活意思決定支援モデル事業の検討体制について

- 豊田市や民間企業、団体等がフラットな立場で連携し、市民ニーズに合致した社会課題解決システムに資する先進技術開発及び実証に挑戦するため設置している「豊田市つながる社会実証推進協議会」のプロジェクトの1つとして実施。
- 豊田市・日本意思決定支援ネットワーク（SDM-Japan）・日本財団の共働により、「豊田市地域生活意思決定支援事業」の施策化に向けた実効性や具体性の確保について取り組む。

豊田市

- ・ 豊田市地域生活意思決定支援事業の実施。
（仕組みづくり、各種調整、厚労省モデル事業応募など）
- ・ 豊田市成年後見・法福連携推進協議会（本会議、身寄りのない方への支援のあり方部会、同事業作業チーム）の運営。

豊田市地域生活意思決定支援プロジェクト

- ・ 全体委員会及び各ワーキンググループ運営を通じた事業実施支援（各種研修、アドボケイト活動、支援会議等における助言等の円滑な試行実施フォローなど）。
- ・ 事業の評価の仕組みづくり及び効果測定（海外事例調査を含む）。
- ・ 事業に関する政策的啓発（シンポジウム等）の企画及び豊田市との共同運営。
- ・ SDM-Japanへの事業支援、全国展開支援。
- ・ 意思決定支援に関する政策的啓発の実施。
- ・ 3者連携による事業の評価、政策提言。



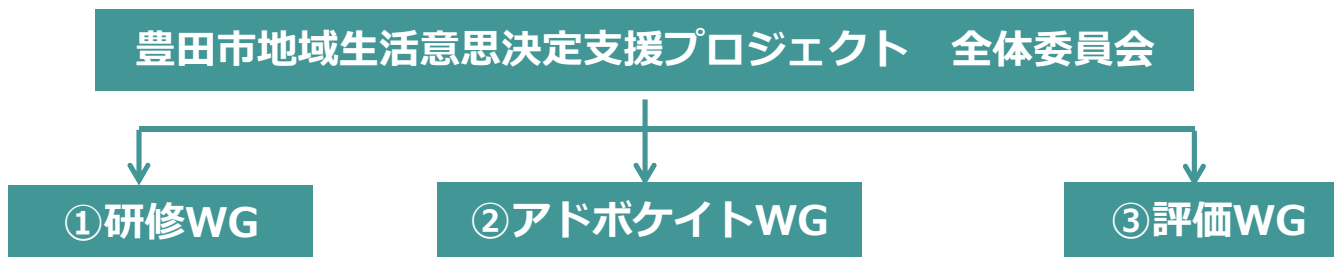
SDM-Japan

日本意思決定支援ネットワーク
(SDM-Japan)

日本財団



- 事業を検討する体制として、全体委員会を設置するとともに、①人材の確保や育成等、②きめ細やかな権利擁護支援確保、③事業評価の3つの視点からなるワーキンググループを設置。
- それぞれには、本協議会の部会である身寄りのない方の支援の在り方部会メンバーの一部が参画するほか、各視点における有識者等により構成。



豊田市地域生活意思決定支援プロジェクト 全体委員会			
氏名	所属・役職(部会長兼委員長)	氏名	所属・役職
◎熊田 均	愛知県弁護士会／熊田法律事務所 弁護士	永田 祐	同志社大学 社会学部 教授
加藤 良典	豊田市福祉総合相談課	名川 勝	SDM-Japan／筑波大学 講師
木本 光宜	特定非営利活動法人ユートピア若宮	三井 克哉	特別養護老人ホームくらがいけ 施設長
阪田 征彦	障がい者支援施設むもん施設長	水島 俊彦	SDM-Japan／法テラス本部 常勤弁護士
袖山 啓子	公益財団法人日本財団	水谷 晶子	市民代表
中根 成寿	株式会社SMIRING	森地 徹	SDM-Japan／筑波大学 助教
長坂 俊成	立教大学大学院 21世紀社会デザイン研究科 教授	八木 将仁	豊田市成年後見支援センター長
長澤 幸祐	愛知県弁護士会／長澤法律事務所 弁護士	山下 陽子	愛知県弁護士会／今池法律事務所 弁護士

①研修WG

氏名	所属・役職(○:WG委員長)	氏名	所属・役職
○名川 勝	SDM-Japan／筑波大学 講師	水島 俊彦	SDM-Japan／法テラス本部 常勤弁護士
大瀧 英樹	とよた市民後見人養成講座修了生／あいらつく 代表	三井 克哉	特別養護老人ホームくらがいいけ 施設長
加藤 良典	豊田市 福祉総合相談課 担当長	森地 徹	SDM-Japan／筑波大学 助教
阪田 征彦	障がい者支援施設むもん 施設長	八木 将仁	豊田市成年後見支援センター長
長澤 幸祐	愛知県弁護士会／長澤法律事務所 弁護士		

②アドボケイトWG

氏名	所属・役職(○:WG委員長)	氏名	所属・役職
○水島 俊彦	SDM-Japan／法テラス本部 常勤弁護士	名川 勝	SDM-Japan／筑波大学 講師
加藤 良典	豊田市 福祉総合相談課 担当長	堀 正嗣	熊本大学社会福祉学部教授
木本 光宜	特定非営利活動法人ユートピア若宮	本間 奈美	SDM-Japan／
小杉 弘子	SDM-Japan／	山下 陽子	愛知県弁護士会／今池法律事務所 弁護士
長澤 幸祐	愛知県弁護士会／長澤法律事務所 弁護士		

③評価WG

氏名	所属・役職(○:WG委員長)	氏名	所属・役職
○森地 徹	SDM-Japan／筑波大学 助教	袖山 啓子	公益財団法人日本財団
大口 達也	高崎健康福祉大学 健康福祉学部	名川 勝	SDM-Japan／筑波大学 講師
加藤 良典	豊田市 福祉総合相談課 担当長	水島 俊彦	SDM-Japan／法テラス本部 常勤弁護士
新藤 健太	PBEE研究・研修センター／日本社会事業大学	涌水 理恵	SDM-Japan／

時期	研修WG	アドボケイトWG	評価WG
5/31 (火)	第1回WG(対面) ○ 事業全体のイメージ擦り合わせ ○ 意思決定サポーターの活動イメージの意見交換 ○ スケジュールの確認と役割分担		
6/18 (土)	第2回WG(オンライン) ○ 介護保険サービス・障がい福祉サービス事業者における金銭管理に対する課題認識の共有【報告】 ○ 生活基盤サービス事業者の支援イメージの意見交換	第1回WG(オンライン) ○ 事業全体のイメージ擦り合わせ ○ 後見監督人の活動内容の共有【報告】 ○ 権利擁護管理委員会の監督・支援イメージの意見交換	
6/28 (火)	第3回WG(対面・オンライン) ○ とよた市民後見人活動における意思決定支援への関わり方や支援状況等の共有【報告】 ○ 日常生活自立支援事業・生活支援員派遣事業における支援員の活動内容の共有【報告】 ○ 意思決定サポーターのあり方の意見交換		
7/16 (土)	第4回WG(オンライン) ○ 日常生活自立支援事業・生活支援員派遣事業における金銭管理の実施方法の共有【報告】 ○ 生活基盤サービス事業者のあり方の意見交換		
7/23 (土)		第2回WG(オンライン) ○ 海外事例や子どもアドボケイトの活動内容の共有【報告】 ○ 権利擁護管理委員会における「本人にとって重要な意思決定支援を行う際の対応」「本人意思との相違・履行状況の疑義が生じた際の対応」についての検討	
7/26 (火)	第5回WG(対面・オンライン) ○ 「意思決定支援追加研修」の内容検討		
8/8～ 20	第6回WG(オンライン) ○ 意思決定サポーター・生活基盤サービス事業者の支援記録のあり方の意見交換	第3回WG(オンライン) ※ 7月までの検討状況に応じて開催	第1回WG(オンライン) ○ 事業全体のイメージ擦り合わせ ○ 評価の視点、対象、評価指標の検討
9/5～ 9/10	第7回WG(対面・オンライン) ※ 7月までの検討状況に応じて開催		
9月中	「意思決定支援追加研修」の開催	モデルケース開始(10月～)前の説明会	

意思決定支援サポーターのイメージ

- 本人の買い物に同行しお金の支払いを見守る。サポーターとしての価値観を持たない(出さない)、また権利・責任も持たず、本人を応援する役割。
- 本人の代弁者ではない。意思決定に関することを支援する友人のような存在で、代行はしない。

生活基盤支援事業者のイメージ

- 日常的なお金の管理を実施し、多額の財産・資産の管理はしない。
- ○○がほしいとの要望が今後も続くことは困るが、サポーターが入り、今回限りの出費と説明してくれれば納得できるし安心できる。

サポーターと本人のマッチング

- 生活基盤支援事業者は、すでに本人を知っているのでマッチングについて助言できるため、組み込んだ仕組みがあると良い。
- お互いの相性を確認しあえるような機会を設けることや、相性が悪かった場合に変更できるとよい。

意思決定支援等に関すること

- 意思決定支援とは「意思形成」、「表明」、「実現」と整理できる
- 「意思形成支援」をどうすればいいかは、世界的な課題であるが、好き・嫌いを手がかりにできる。選好の記録を積み上げることが重要。サポーターとの関わりで新しい思いが表出される可能性がある

記録と報告に関すること

- サポーターが変更する場合に引継ぎができるようにするために記録は必要。
- 本人がいない場面では本人のことを話さないという原則が必要ではないか。

基本的な考え方	取組の柱	番号	分類	具体的な取組	実績	R2	R3	R4	主体(太字は主導)	R 2	R 3	R 4		
包括的な相談支援体制の充実 ～地域のつながりから早期発見・早期支援を可能とする総合相談体制の構築～	成年後見制度・権利擁護支援に関する理解・啓発の推進	1	重点	支援者・専門職向け研修の開催 (市分担課) 障がい福祉課、高齢福祉課	開催回数 (回)	1	5		後見支援センター 福祉総合相談課	研修実施	→	→		
									障がい福祉課 高齢福祉課	実施にむけた委託先等へのヒアリング及び周知協力	→	→		
									支援者 専門職	研修参加	→	→		
		<p><令和3年度の取組ポイント> 初任者向け・現任者向けの2回に分けて、支援者（地域包括支援センター職員や障がい相談支援事業所職員等）のための研修を開催予定。 初任者向け研修では取組番号4で検討した「つなげる目安」を基にグループワークを行い、事例を多く掲載するなど内容の充実を図る。 また、現任者向けでは実際の後見人の役割について、グループワークをとおして理解を深めながらチーム支援の必要性を学んでもらう事を想定している。</p>												
		<p><令和3年度の実績報告> 初任者向け・現任者向けの研修を2回に分けて開催。初任者向け研修では、「つなげる目安」を用いて、実際の事例を基に研修を行った。 現任者研修では、初回相談から後見人が選任された後までのチームが構築されていく流れやチーム支援の重要性を学ぶ研修を行った。 他にも、ケアマネ研修や生活福祉課との勉強会にも「つなげる目安」を用いて研修を行った。 また、三士会の交流会を開催し、「身寄りのない方への支援」に関する意見交換を行い、専門職後見人としての課題を部会に活用した。</p>												
		<p><令和4年度の取組ポイント> 初任者・現任者に向けた研修を開催。具体的な事例をもとに「つなげる目安」の活用を啓発していく予定。 継続的な開催ができるよう、オンラインの活用を検討する。</p>												
		2	基礎	市民向け啓発の実施	開催回数 (回)	13	10		後見支援センター 福祉総合相談課	計画わかりやすい版の作成 市民向け公開講座・出前	わかりやすい版を活用した 市民向け公開講座・出前 講座の継続実施	→		
									専門職 支援者	市民向け公開講座・出前 講座への参画	→	→		
									市民	市民向け公開講座・出前 講座への参加	→	→		
		<p><令和3年度の実績報告> 「後見一座」とのコラボ出前講座を2回開催。コロナ禍で出前講座は自粛傾向ではあるが、寸劇のビデオ作成を行っており、完成後はビデオを用いた講座の開催を検討している。</p>												
3	基礎	金融機関向け研修会の開催 (市分担課) 高齢福祉課	開催回数 (回)	0	0		後見支援センター 福祉総合相談課 支援者	関係機関調整・実施	→	→				
							高齢福祉課	実施にむけた委託先等への調整協力	→	→				
<p><令和3年度の実績報告> 認知症サポーター養成講座に代わって、豊田信用金庫との「共働によるまちづくりパートナーシップ協定」の連携事業として、 成年後見制度の研修会の開催を調整し、令和4年度から新入社員向けの研修会を開催していく。（4月8日、7月6日、7月13日開催）</p>														

基本的な考え方	取組の柱	番号	分類	具体的な取組	実績	R2	R3	R4	主体(太字は主導)	R 2	R 3	R 4		
包括的な相談支援体制の充実 ～地域のつながりから早期発見・早期支援を可能とする総合相談体制の構築～	支援者からセンターにつながる仕組みづくり	4	重点	成年後見支援センターにつなげるケースの目安の作成 (市分担課) 障がい福祉課、高齢福祉課	-	-	-	-	後見支援センター 支援者 福祉総合相談課	内容検討	目安の完成、活用開始	→		
									障がい福祉課 高齢福祉課	委託先等へ検討の協力要請を行うことの承諾	活用開始	→		
									専門職	内容への助言等	活用時の助言等	→		
		<p><令和3年度の取組ポイント> つなげる目安のたたき台を基に取組番号1の支援者・専門職向け研修を開催し、事例を多く掲載するなど支援者が実務上活用しやすい目安の完成を目指す。また、完成した目安について、その周知を図っていく。</p> <p><令和3年度の実績報告> 事例をもとに、つなげる目安を用いた関係機関向けの研修を、2回開催した。つなげる目安に掲載する事例については、検討を行っている。</p> <p><令和4年度の取組ポイント> 市の担当部署と連携して、内容について精査する予定。</p>												
		5	基礎	多機関合同事例検討会の実施	開催回数 (回)	3	3		後見支援センター 支援者	検討会の継続実施	→	→		
									福祉総合相談課 専門職	検討会への参画	→	→		
		6	基礎	総合相談窓口・地域包括支援センター・障がい者相談支援事業所における相談対応 (市分担課) 障がい福祉課、高齢福祉課	対応回数 (回)	1098	1173		福祉総合相談課 支援者	相談対応の継続実施	→	→		
									後見支援センター 高齢福祉課 障がい福祉課	委託先等が一次窓口として機能するための協力	→	→		
		7	懸案	消費生活センターとの連携策の検討 (関係課) 福祉総合相談課、消費生活センター	-	-	-	-	福祉総合相談課 後見支援センター 消費生活センター	現状及び課題整理	4で作成した目安を基にした内容の検討	消費生活センター用 つなげる目安活用開始		
		<p><令和3年度の実績報告> 取組番号4のつなげる目安を基に、次年度に消費生活センター用のつなげる目安の完成を目指す</p>												

基本的な考え方	取組の柱	番号	分類	具体的な取組	実績	R2	R3	R4	主体(太字は主導)	R 2	R 3	R 4
包括的な相談支援体制の充実 ～地域のつながりから早期発見・早期支援を可能とする総合相談体制の構築～	成年後見制度の必要性を専門的に判断できる体制の構築	8	基礎	センターによる相談対応とケース会議の出席	対応回数(回)	3137	3148		後見支援センター	継続対応	→	→
									福祉総合相談課 支援者 専門職	対応の協力、助言等	→	→
		9	基礎	日常生活自立支援事業・生活困窮者自立支援事業からの移行調整の実施	移行件数(件)	8	10		後見支援センター 支援者	移行調整の継続実施	→	→
		10	懸案	高齢者・障がい者虐待における専門的判断の仕組みづくり	-	-	-		福祉総合相談課 後見支援センター	現状の対応継続	課題整理	対応策の検討
<p>＜令和3年度の実績報告＞ 虐待時の実際に行った対応に関わった支援者間と法律の専門家で検証することで、訴訟リスクなど課題の洗い出しを行っていく。</p>												
暮らしを支える環境整備 ～意思の尊重と身上保護を主においた本人と成年後見人等を取り巻く支援環境の整備～	本人の意向・状況を踏まえた申立支援と候補者調整の実施	11	基礎	多職種による受任調整会議の実施	実施件数(件)	63	63		後見支援センター 専門職 福祉総合相談課	受任調整会議の継続実施	→	→
		12	基礎	センターによる申立支援の実施	支援人数(人)	96	91		後見支援センター	申立支援の継続実施	→	→
									市民 支援者 専門職 福祉総合相談課	実施への協力、助言等	→	→
13	基礎	市長申立の実施と円滑な実施体制の整備	申立件数(件)	15	14		福祉総合相談課 後見支援センター	継続実施	→	→		

基本的な考え方	取組の柱	番号	分類	具体的な取組	実績	R2	R3	R4	主体(太字は主導)	R 2	R 3	R 4	
暮らしを支える環境整備 ～意思の尊重と身上保護を主においた本人と成年後見人等を取り巻く支援環境の整備～	多様な主体が権利擁護支援に携わることのできる環境づくり	14	重点	とよた市民後見人の養成・共働と寄付等を活用した市民の権利擁護支援活動を支える仕組みづくり	-	-	-	-	後見支援センター 福祉総合相談課 専門職	2期生養成及び権利擁護支援活動を支える仕組みの運用開始	3期生養成及び仕組みの充実	講座の方向性と仕組みの運用についての見直し	
				市民 支援者					講座及び仕組みへの参画	→	→		
		<p><令和3年度の取組ポイント> 令和3年度もとよた市民後見人養成講座を開催予定。また、講座修了者同士が交流できる機会を設けるなど、フォローアップ体制の充実を図る。 くらし応援資金についても、コロナ禍においても効果的な周知方法を検討し、継続的な周知と適切な運用を行う。</p>											
		<p><令和3年度の実績報告> とよた市民後見人養成講座が終了し、6名の方がバンク登録を行った。 現在受任している市民後見人の交流会を開催した。</p>											
		<p><令和4年度の取組ポイント> とよた市民後見人養成講座については、計画どおり養成講座の開催ではなく、これまで3年間の取組を踏まえた見直しを行っていく。 講座のカリキュラムや広報方法等の見直しを行い、令和5年度以降の講座に向けた取組を開始する。 くらし応援資金を活用した権利擁護支援についての検討を行う。</p>											
		15	基礎	センター法人後見・日常生活自立支援事業等の効果的な実施体制の確立	受任件数(件)	41	45 (監督人含)			後見支援センター 支援者 福祉総合相談課	継続実施	→	→
		16	基礎	利用支援事業の実施と必要に応じた見直し	実施件数(件)	51	81			福祉総合相談課	継続実施	→	→
		<p><令和3年度の実績報告> 対象者を明確にするため利用支援事業実施要綱の運用基準を作成し、後見人に周知していく。</p>											
		17	懸案	新たな後見活動の担い手確保に向けた課題整理と対応策の検討 (市分担課) 総務監査課、障がい福祉課、介護保険課		-	-	-	-	後見支援センター 福祉総合相談課 総務監査課 障がい福祉課 介護保険課 専門職 支援者	課題整理・解決手法の洗い出し	対応策の検討・実施	→
		<p><令和3年度の実績報告> 新たな法人後見の担い手確保に向けた国の動向を確認し、国が調査事業として進めている法人後見実施機関における活動評価と利益相反防止等に関する検討、留意点の整理や、専門家会議に資料提示され次第、その内容を踏まえて法人後見のあり方検討を進めて行く。</p>											

基本的な考え方	取組の柱	番号	分類	具体的な取組	実績	R2	R3	R4	主体(太字は主導)	R 2	R 3	R 4		
暮らしを支える環境整備 ～意思の尊重と身上保護を主においた本人と成年後見人等を取り巻く支援環境の整備～	後見人等支援の充実	18	重点	親族後見人・市民後見人向け専門職相談会の実施	相談件数(件)	13 (7月～)	31		後見支援センター 専門職 福祉総合相談課	本格開催	定期開催	→		
									市民 支援者	相談会の活用、参画	→	→		
		<p><令和3年度の取組ポイント> 相談会を継続実施。後見支援センターが申立支援で関わった親族後見人に対して、専門職相談会のチラシを郵送して周知を図っていく。 また、活動が本格化する市民後見人については、定期報告の前に相談会を活用してもらうなど、金銭管理・身上保護について専門職の助言が得られる体制を確立する。</p>												
		<p><令和3年度の実績報告> 親族後見人あてのチラシを作成し周知を開始した。（参考資料1） 親族後見人就任を希望している市民からの相談にも運用し、不安の解消や不正防止に繋がっている。</p>												
		<p><令和4年度の取組ポイント> 相談会を継続実施。</p>												
				19	重点	送付先変更に係る手続き事務の簡素化 (市分担課) 障がい福祉課、高齢福祉課、介護保険課、福祉医療課	-	-	-	-	福祉総合相談課 後見支援センター	課題整理	対応策の検討	実施
											障がい福祉課 高齢福祉課 介護保険課 福祉医療課	課題整理に関するヒアリング等への協力	課題を踏まえた対応策の検討	実施・運用
		<p><令和3年度の実績報告> 市内のヒアリング調査において、過去に様式の統一を図ったものの運用が少ない実態を把握したため、課題の掘り下げを行っていく。 市内調整については、新型コロナの対応で市役所業務がひっ迫していたため延期した。</p>												
		<p><令和4年度の取組ポイント> 新型コロナの対応が落ち着いた時点で、関係部署を集めた調整会議を開催して合意形成を図っていく。</p>												
				20	基礎	成年後見支援センターによる後見人等からの相談対応と支援の実施	支援人数(人)	77	76		後見支援センター	継続実施	→	→
									専門職 支援者 市民	センターの活用、支援における協力	→	→		

基本的な考え方	取組の柱	番号	分類	具体的な取組	実績	R2	R3	R4	主体(太字は主導)	R 2	R 3	R 4		
暮らしを支える環境整備 ～意思の尊重と身上保護 を主においた本人と成年後 見人等を取り巻く支援環境 の整備～	意思決定支援を円滑に行 う仕組みづくりと普及・啓発 の実施	21	重点	豊田市版意思決定支援ポイント集の作成と普及	-	-	-	-	地域包括ケア企画課 支援者	ポイント集普及 市民啓発策の検討	合同研修・意見交換会	→		
				(市分担課) 地域包括ケア企画課					福祉総合相談課 後見支援センター 市民 専門職	普及啓発における協力 検討への参画	研修等への参加	→		
		<p><令和3年度の実績報告> 「日々の意思の集約」を目的としたノート（名称：みんなの伝言板）を作成するとともに、わたしのノート（スタート編）・みんなの伝言板・エンディングノート等をバインダーにとじることで、本人の意思を集約することで合意。バインダーを活用した意思の共有手法をまとめた「在宅療養におけるチームで連携した意思の共有手引き」を作成した。</p>												
		<p><令和4年度の実績報告> 「在宅療養におけるチームで連携した意思の共有手引き」を基に、意思決定支援ポイント集・わたしのノート（スタート編）等を活用して、意思決定支援により表明した本人の意思が見える化・共有し、意思実現までのプロセスを現場で実践する。※スモールスタートでの実践</p>												
		22	基礎	エンディングノートの活用による普及と内容の充実 (市分担課) 地域包括ケア企画課	開催回数 (回)	4	4		地域包括ケア企画課 支援者 後見支援センター	普及啓発や内容の充 実に向けた検討 出前講座等による啓発 活動	出前講座等による啓発 活動	→		
				市民 専門職					エンディングノートの活用	→	→			

基本的な考え方	取組の柱	番号	分類	具体的な取組	実績	R2	R3	R4	主体(太字は主導)	R 2	R 3	R 4		
暮らしを支える環境整備 ～意思の尊重と身上保護を主においた本人と成年後見人等を取り巻く支援環境の整備～	地域で暮らし続ける基盤・環境づくり	23	重点	身寄りのない市民等が安心して入所・入院できる環境整備	-	-	-		地域包括ケア企画課 福祉総合相談課 後見支援センター	実態調査	課題整理	対応策の検討		
				(市分担課) 地域包括ケア企画課、生活福祉課、消防					支援者 専門職 生活福祉課 消防(警防救急課)	実態調査の協力	課題整理への協力	対応策の検討への参画		
		<p><令和3年度の取組ポイント> 実態調査の結果を踏まえ、課題整理を進める。また、県内で先行的に取組を行っている自治体へのヒアリング等も検討中。 身寄りのない方への支援については、医療・介護連携、終活、社会的孤立を踏まえた視点で今後検討していく。</p>												
		<p><令和3年度の実績報告> 身寄りのない市民等の支援策を検討するため、「身寄りのない方への支援のあり方検討部会」を設置した。 部会では、身寄りのないことを理由に困難が生じる5つの場面（「入院」「入所」「在宅」「賃貸契約」「死後」）において、 課題に対する現状の対応策の抽出、課題整理、新たな対応策の検討を行っていく。 今年度は部会を2回開催し、「入院」、「入所」時における課題に対する現状の対応策の抽出を行う。（第2回会議は5月11日開催）</p>												
		<p><令和4年度の取組ポイント> 「在宅」「賃貸契約」「死後」における課題に対する現状の対応策の抽出を行い、5つの場面における対応策の集約化、関係機関への周知を行う。 また、身寄りのない方の新たな支援策を取り組むためのワーキンググループの設立を検討する。（詳細は議事3（4））</p>												
		24	基礎	本人等が地域で暮らすために必要な取組の充実			-	-	-		全ての主体	各種計画に位置付けられた取組みの推進	→	→
25	懸案	居住支援に関する取組との連携策の検討			-	-	-		定住促進課	居住支援協議会の立上げ	課題整理	対応策の検討		
		(関係課) 定住促進課	福祉総合相談課 後見支援センター 支援者 専門職	居住支援協議会への参画及び協力					→	→				
<p><令和3年度の実績報告> 高齢者や障がい者等住宅の確保が難しく、配慮が必要な方が民間賃貸住宅へ円滑に入居できる環境を整備することを目的とし、 令和3年6月30日に関係団体とともに豊田市居住支援協議会を設立し、HPや構成員が利用できるクラウドサービスの整備を行った。 また、調整会議により意見交換や課題の洗い出しを行い、次年度に部会を立ち上げ、課題解決の検討ができるよう協議を進めている。</p>														

目指す姿

基本目標

基本的な考え方(2)

取組の柱(8)

評価指標<現状値>

★重点取組(7) / ○基礎取組(14) / ◇懸案事項(4)

共通の像

第2次豊田市地域福祉計画・豊田市地域福祉活動計画の体系の一部

豊田市成年後見制度利用促進計画の独自体系

・地域共生社会という全体像の中で、基盤かつセーフティネットとなる権利擁護支援を捉えるため、地域福祉計画・地域福祉活動計画の「基本目標」及び「基本的な考え方」と同一

・利用促進計画の側面からは、基礎調査の分析結果から導き出された豊田市における課題に対応するための施策として設定している

<1-(1)~(3)、2-(1)~(3)>

・国基本計画より、[1]広報 [2]相談 [3]利用促進 [4]後見人支援からなる4つの整備すべき機能を踏まえて設定する取組の柱

<2-(4)~(5)>

・更なる体制整備に向け、独自で設定する取組の柱

【★重点取組】新規・拡充していく取組。計画策定時にスケジュール設定、毎年度進捗確認を行う。

【○基礎取組】既に実施している基本的な取組。毎年度実績確認を行う。

【◇懸案事項】体制強化に向けて検討を進める事項。計画期間内で方向性を決める。

<計画の進行管理>

○「豊田市成年後見・法連携推進協議会」において、取組内容や成果を確認し、評価を実施。

安心して自分らしく生きられる 支え合いのまち

いっまでも意思が尊重され つながり・支え合う 権利擁護支援の推進

地域の支え合いの仕組みづくり

1 包括的な相談支援体制の充実

～地域のつながりから早期発見・早期支援を可能とする総合相談体制の構築～

(1)成年後見制度・権利擁護支援に関する理解・啓発の推進 [1 広報]

一般市民の成年後見制度の認知度 <22.9%>

(2)支援者からセンターにつながる仕組みづくり [1 広報][2 相談]

①地域包括②障がい者相談支援事業所の「センター」につなげる割合 <①63.0%、②75.0%>

①ケアマネ②指定特定の「センターor地域包括・障がい相談」につなげる割合 <①72.0%、②33.0%>

(3)成年後見制度の必要性を専門的に判断できる体制の構築 [2 相談]

事前にセンターが訪問orケース会議に出席した割合 <98.6%>

移行すべき日常生活自立支援事業等案件から実際に成年後見制度に進んだ割合 <現状値なし>

(1)本人の意向・状況を踏まえた申立支援と受任調整の実施 [3 利用促進]

「実際に選任された後見人等」と「受任調整会議で検討した結果」の合致割合 <100%>

(2)多様な主体が権利擁護支援に携わることのできる環境づくり [3 利用促進]

市民後見人バンク登録者のうち、市民後見人として受任している人数の割合 <現状値なし>

(3)後見人等支援の充実 [4 後見人支援]

センターで受任調整した案件に対し、後見人等確定後のチーム会議を実施した割合 <100%>

(4)意思決定支援を円滑に行う仕組みづくりと普及・啓発の実施 [豊田市独自]

(5)地域で暮らし続ける基盤・環境づくり [豊田市独自]

2 暮らしを支える環境整備

～意思の尊重と身上保護を主においた本人と成年後見人等を取り巻く支援環境の整備～

★① 支援者・専門職向け研修会の開催

- ② 市民向け啓発の実施
- ③ 金融機関向け研修会の開催

市民	支援者	専門職	センター	豊田市
市民	支援者	専門職	センター	豊田市
市民	支援者	専門職	センター	豊田市

★① センターにつなげるケースの目安の作成

- ② 多機関合同事例検討会の実施
- ③ 総合相談窓口・地域包括支援センター・障がい者相談支援事業所における相談対応
- ◇④ 消費生活センターとの連携策の検討

市民	支援者	専門職	センター	豊田市
市民	支援者	専門職	センター	豊田市
市民	支援者	専門職	センター	豊田市

- ① センターによる相談対応とケース会議の出席
- ② 日常生活自立支援事業・生活困窮者自立支援事業からの移行調整の実施

市民	支援者	専門職	センター	豊田市
市民	支援者	専門職	センター	豊田市

- ◇③ 高齢者・障がい者虐待における専門的判断の仕組みづくり

- ① 多職種による受任調整会議の実施
- ② センターによる申立支援の実施
- ③ 市長申立の実施と円滑な実施体制の整備

市民	支援者	専門職	センター	豊田市
市民	支援者	専門職	センター	豊田市
市民	支援者	専門職	センター	豊田市

★① とよた市民後見人の育成・共働と寄付等を活用した市民の権利擁護支援活動を支える仕組みづくり

- ② 法人後見・日常生活自立支援事業等の効果的な実施体制の確立
- ③ 利用支援事業の実施と必要に応じた見直し
- ◇④ 新たな後見活動の担い手確保に向けた課題整理と対応策の検討

市民	支援者	専門職	センター	豊田市
市民	支援者	専門職	センター	豊田市
市民	支援者	専門職	センター	豊田市

★① 親族後見人・市民後見人向け専門職相談会の実施

★② 送付先変更に係る手続き事務の簡素化

- ③ センターによる後見人等からの相談対応と支援の実施

市民	支援者	専門職	センター	豊田市
市民	支援者	専門職	センター	豊田市
市民	支援者	専門職	センター	豊田市

★① 豊田市版意思決定支援ポイント集の作成と普及

- ② エンディングノートの活用による普及と内容の充実

市民	支援者	専門職	センター	豊田市
市民	支援者	専門職	センター	豊田市

★① 身寄りのない市民等が安心して入所・入院できる環境整備

- ② 本人等が地域で暮らすために必要な取組の充実
- ◇③ 居住支援に関する取組との連携策の検討

市民	支援者	専門職	センター	豊田市
市民	支援者	専門職	センター	豊田市



成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

- 地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する。
- 成年後見制度の利用促進は、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものである。以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
 - ・ 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること。
 - ・ 成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備すること。
 - ・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること。任意後見制度や補助・保佐類型が利用される取組を進めること。不正防止等の方策を推進すること。
- 福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく必要がある。

今後の施策の目標等

- 成年後見制度の見直しに向けた検討、市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業の見直しに向けた検討、権利擁護支援策を充実するための検討を行う。また、成年後見制度の運用改善等や、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに積極的に取り組む。
- 工程表やKPI（評価指標）を踏まえて施策に取り組む。成年後見制度利用促進専門家会議は令和6年度に中間検証を実施する。

第二期成年後見制度利用促進基本計画の構成

はじめに

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

- 1 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方
- 2 今後の施策の目標等

II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実
 - (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
 - (2) 総合的な権利擁護支援策の充実
- 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等
 - (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
 - (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
 - (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和
 - (4) 各種手続における後見業務の円滑化

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
 - 尊厳のある本人らしい生活を継続と地域社会への参加 -
- (2) 地域連携ネットワークの機能 - 個別支援と制度の運用・監督 -
- (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
 - 中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり -
- (4) 包括的・多層的な支援体制の構築

4 優先して取り組む事項

- (1) 任意後見制度の利用促進
- (2) 担い手の確保・育成等の推進
- (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
- (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

市町村による行政計画の策定

- 成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づき、市町村計画を定める。
- 市町村は「包括的」な地域連携ネットワークづくりを進める必要がある。
- 地域連携ネットワークの機能は、多様な分野・主体の参画と連携・協力によって効果的に機能するものであり、そのための体制を整備して、持続可能な運営をしていくためには、段階的・計画的に取組を進めることが重要。
- 地域連携ネットワークづくりの主体である市町村・都道府県は、地域の実情を踏まえた上で、この内容を段階的・計画的に取り組むための方針（以下「取組方針」という。）を示す必要がある。なお、既に取り組方針を策定している場合には、方針改定の際に、第二期計画の趣旨を盛り込むことが求められる。

盛り込むことが望ましい内容

<目的>

地域共生社会の実現に向け、尊厳ある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすること

<目標>

権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築すること

<具体的内容>

- ・ 中核機関及び協議会の整備・運営の方針
- ・ 地域連携ネットワークの支援機能の段階的・計画的な整備の方針
- ・ 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の推進の方針
- ・ 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度の推進の方針

策定方法

法定計画への盛り込み

地域福祉計画等の他の法定計画と一体的に策定する方法

単体計画での策定

単体の計画として策定する方法

- ★協議会などにおいて、計画に当事者の声を反映し、計画で定めた取組の進行管理を行うことも考えられる。
- ★家庭裁判所には、市町村計画等の方針を検討する協議の場に出席するなど積極的な協力が期待される。
- ★中核機関や専門職団体、当事者団体、関係行政機関、家庭裁判所などと、地域連携ネットワークづくりの目的を確認し、検討のプロセス等の中で相互理解を深めていくと、連携・協力体制が構築される。
- ★計画未策定の市町村は、中核機関及び協議会の整備・運営の方針を示すことなどから早期に着手する必要がある。

地域連携ネットワークの機能 ～個別事案における「権利擁護の支援」と「制度の運用・監督」～

- 地域連携ネットワークが担う機能には、**権利擁護支援を行う3つの場面に対応した形で、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能**がある。

		「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の機能	
		福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能	家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）	①「権利擁護の相談支援」機能 ○ 各種相談支援機関が、本人や関係者からの相談を受け止め、地域の実情に応じて、中核機関や専門職と役割分担や連携を行い、権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援へのつなぎを行う機能。 ・本人・親族、支援関係者からの相談対応、成年後見制度や権利擁護支援の説明 ・成年後見制度の利用が必要かどうかなど権利擁護支援ニーズの精査 ・成年後見制度の適切な利用の検討や、必要な見守り体制・他の支援へのつなぎ	①「制度利用の案内」の機能 ・本人や関係者に対し、申立てなど家庭裁判所の手続を利用するために必要となる情報提供や、手続の案内（パンフレット等による制度の説明、統一書式の提供、ハンドブックやDVD等各種ツールの充実による手続理解の促進）
	成年後見制度の開始までの場面（申立の準備から後見人の選任まで）	②「権利擁護支援チームの形成支援」機能 ○ 中核機関や関係者が、専門職などと連携して作成した権利擁護支援の方針に基づき、地域の実情に応じて都道府県等のしくみを活用して、成年後見制度の申立て方法や適切な後見人候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援のチーム体制をかたちづくっていく機能。 ・権利擁護支援の方針（具体的な課題の整理、必要な支援の内容）の検討 ・適切な申立ての調整（市町村長申立の適切な実施を含む） ・権利擁護支援を行うことのできる体制づくりの支援（課題解決後の後見人等の交代も含めた初期方針の検討、適切な後見人等候補者や選任形態の検討・マッチング）	②「適切な選任形態の判断」の機能 ・権利擁護支援チームの形成支援機能により示された本人の意向や、対応すべき課題を踏まえた後見人等の候補者と選任形態などを含めた各事案の事情を総合的に考慮した後見人等の適切な選任
	成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後）	③「権利擁護支援チームの自立支援」機能 ○ 中核機関や専門職が、地域の実情に応じて各種相談支援機関などと役割分担し、権利擁護支援チームが課題解決に向けた対応を適切に行うことができるよう、必要な支援を行う機能。 ・チーム開始の支援（後見人等選任後における支援方針の確認・共有（支援内容の調整、役割分担）、モニタリング時期やチームの自立に必要なバックアップ期間等の確認） <チームによる支援の開始後、必要に応じて> ・後見人等やチーム関係者などからの相談対応 ・チームの支援方針の再調整（支援の調整、後見人等の交代や類型・権限変更の検討、中核機関や専門職による当該チームへの支援の終結に向けた確認など）	③「適切な後見事務の確保」の機能 ・後見人等が行う後見業務（財産管理、身上保護、意思決定支援のほか、報告書作成等の後見事務手続）の適切な遂行のため、後見人等への相談対応や助言 ・必要に応じた指導や指示、監督処分 ・権利擁護支援チームの自立支援機能によって確認された本人の状況や、後見人等の交代、類型・権限変更の検討や調整結果などを参考にした適切な交代や選任形態の見直し

第二期計画案における地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
～連携・協力による地域づくり～

- 権利擁護支援を行う3つの場面に応じ、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」の機能を適切に果たすため、地域・福祉・行政・法律専門職・家庭裁判所等の地域連携ネットワークの関係者が、以下の3つの視点(ア～ウ)を持って、自発的に協力して取り組むことが必要である。

(なお、市町村単位では取り組みにくい内容については、都道府県が市町村と連携しながら取り組んでいくことが重要。)

ア：異なる立場の関係者が、各々の役割を理解し、認識や方向性を共有するための「共通理解の促進」の視点

イ：様々な立場の関係者が新たに権利擁護支援に参画し、取組を拡げていくための「多様な主体の参画・活躍」の視点

ウ：多くの関係者が円滑かつ効果的に連携・協力して活動するための「機能強化のためのしくみづくり」の視点

		「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能」を強化するための取組 (全国各地で共通して実施することが望ましいもの)		
		ア「共通理解の促進」の視点	イ「多様な主体の参画・活躍」の視点	ウ「機能強化のためのしくみづくり」の視点
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面(成年後見制度の利用前) 【機能】 ①権利擁護の相談支援 ①制度利用の案内	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透(広報を含む) 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透(相談窓口の広報を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化 中核機関と各相談支援機関との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 各相談支援機関等の連携のしくみづくり 成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築
	成年後見制度の開始までの場面(申立の準備から後見人の選任まで) 【機能】 ②権利擁護支援チームの形成支援 ②適切な選任形態の判断	<ul style="list-style-type: none"> 選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県と市町村による地域の担い手(市民後見人、後見等実施法人)の育成 専門職団体による専門職後見人の育成 	<ul style="list-style-type: none"> 後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり 市町村と都道府県による市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築
	成年後見制度の利用開始後に関する場面(後見人の選任後) 【機能】 ③権利擁護支援チームの自立支援 ③適正な後見事務の確保	<ul style="list-style-type: none"> 意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の担い手(市民後見人、後見等実施法人)の活躍支援 制度の利用者や後見人等からの相談等を受ける関係者(当事者団体、専門職団体)との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築

参考：第一期基本計画における4機能（**広報機能** **相談機能** **成年後見制度利用促進機能** **後見人支援機能**）と第二期基本計画における地域連携ネットワークの機能及び機能を強化するための取組の関係整理表

		「支援」機能	「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の機能を強化するための視点・取組		
			ア 共通理解の促進	イ 多様な主体の参画・活躍	ウ 機能強化のためのしくみづくり
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面 (成年後見制度の利用前)	権利擁護の相談支援機能 相談機能 成年後見制度利用促進機能 (関連制度からのスムーズな移行)	a 成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透（広報を含む） b 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（相談窓口の広報を含む）	a 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化 b 中核機関と各相談支援機関との連携強化 成年後見制度利用促進機能 (担い手の育成・活動の促進)	a 各相談支援機関等の連携のしくみづくり b 成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり c 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築
	成年後見制度の開始までの場面（申立の準備から後見人の選任まで）	権利擁護支援チームの形成支援機能 成年後見制度利用促進機能 (受任者調整)	a 選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透	a 都道府県と市町村による地域の担い手の育成 b 専門職団体による専門職後見人の育成 成年後見制度利用促進機能 (受任者調整)	a 後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり b 市町村と都道府県による市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築 成年後見制度利用促進機能 (受任者調整)
	成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後）	権利擁護支援チームの自立支援機能 後見人支援機能	a 意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透	a 地域の担い手の活躍支援 b 制度の利用者や後見人等からの相談を受ける関係者との連携強化 成年後見制度利用促進機能 (担い手の育成・活動の促進)	a 後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築 b 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築 後見人支援機能

4 優先して取り組む事項

○ 任意後見制度の利用促進

- ・ 周知・助言を中心とした関係者の連携と役割分担の下、適切な時機に任意後見監督人の選任がされることなど任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進める。

○ 担い手の確保・育成等の推進

- ・ 適切な後見人等が選任、交代できるようにするためには、各地域に、多様な主体が後見業務等の担い手として存在している必要がある。
- ・ 市民後見人等の育成・活躍支援は、地域共生社会の実現のための人材育成や参加支援、地域づくりという観点も重視して推進する。国は、意思決定支援や身上保護等の内容を含めるなど、より充実した養成研修カリキュラムの見直しの検討等を進める。
- ・ 都道府県には、圏域毎に市民後見人の育成方針を策定した上で、市町村と連携して市民後見人養成研修を実施することが期待される。また、市町村には、市民後見人の活動の支援や市民後見人の役割の周知などを行うことが期待されるほか、研修受講者の募集を主体的に進めることや、必要に応じて、都道府県と連携して養成研修の内容を充実することが期待される。
- ・ 法人後見の実施団体としては、社会福祉協議会による後見活動の更なる推進が期待される一方、都道府県及び市町村等が連携して、社会福祉協議会以外の法人後見の担い手の育成をする必要もある。
- ・ 国は、法人後見研修カリキュラムと、最高裁判所の集約・整理した法人が後見人等に選任される際の考慮要素等を併せて周知する。
- ・ 都道府県には、圏域毎に法人後見の担い手の育成方針を策定した上で、法人後見実施のための研修を実施することが期待される。
- ・ 専門職団体による専門職後見人の確保・育成、市町村・中核機関による必要に応じた親族後見人の支援も行う。

○ 市町村長申立ての適切な実施

- ・ 身寄りのない人等への支援や虐待事案等で市町村長申立ての積極的な活用が必要である。都道府県には、実務を含めた研修の実施等を行うことが期待される。国は、都道府県職員向け研修の拡充、市町村長申立てが適切に実施されるための実務の改善を図っていく。

○ 地方公共団体による行政計画等の策定

- ・ 市町村は、成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づき、市町村計画を定める。計画未策定の市町村は、中核機関及び協議会の整備・運営の方針を示すことなどに早期に着手する必要がある。
- ・ 都道府県は、都道府県単位や圏域単位の協議会の整備・運営の方針、担い手の確保の方針、市町村に対する体制整備支援の方針などを盛り込んだ地域連携ネットワークづくりの方針を策定することが望ましい。

○ 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

- ・ 都道府県は、担い手の育成・活躍支援、広域的観点から段階的・計画的にネットワークづくりに取り組むための方針の策定といった役割や、小規模市町村等の体制整備支援の役割を果たすことが期待される。また、広域的な課題などに対応するため、家庭裁判所・専門職団体・都道府県社会福祉協議会・当事者団体等との都道府県単位の協議会を設置する必要がある。
- ・ 国は、都道府県職員向け研修の拡充、権利擁護支援や体制整備支援等を担う専門アドバイザーの養成などを行う。

令和4年度豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第1回会議 意見書

氏名 _____

○本日の会議で言い足りなかったことや、追加意見などがあれば、ご記入ください。

8月5日（金）までにメールまたはFAXにてご提出ください

送付先

豊田市 福祉総合相談課

権利擁護支援担当 杉浦

TEL (0565) 34-6791

FAX (0565) 33-2940

E-mail fukushi-sodan@city.toyota.aichi.jp